

加入手続きはこちらです! (任意加入)

今年度末退職者の方は、令和3年2月末までお申込みいただけます。

※再任用期間終了後の加入はできません。

加入資格	退職時 50 歳以上で、1 年以上教職員互助会に加入している互助会員 ※ 50歳以上の配偶者の方も同時に加入できます。 ※ 会員期間は、終身のため、中途退会できません。																																					
申込方法	「退職互助事業加入申込書」を提出してください。 ※配偶者が加入する場合は、配偶者の加入申込書及び生年月日を確認するための保険証等の写しが必要です（配偶者だけでは加入できません）。																																					
申込期間・手続き・加入日	加入申込期間・手続き	加 入 日																																				
	①退職後1か月以内に申込書を提出する場合 「退職互助事業加入申込書」と通帳等の写しを添えて互助会に提出してください。 (例)令和2年3月31日に退職した場合 令和2年4月1日から会員となります。 (会費は、退職慰労金を充当し、不足額がある場合は振込用紙を送付します。)	退職日の翌日																																				
	②退職後2か月目から最初の2月末日までに申込書を提出する場合 互助会に連絡してください。当互助会指定の振込用紙を送付します。 加入申込書に、会費の振込通知書(コピー可)と通帳の写しを添えて提出してください。(退職慰労金は充当できません。) (例)令和2年3月31日に退職し、令和2年7月15日付けで加入申込書を提出した場合、令和2年8月1日から会員となります。	加入申込書 提出日の翌月1日																																				
会 費	○会費の納入は、加入時のみ1回限りです（終身会員）。 ○加入時の年齢に応じて、会費を一括納入していただきます。 ○配偶者の会費納入は、振込みになります。																																					
	<table><tr><td colspan="12">令和2年度 加入会員一人当たりの会費 (単位:万円)</td></tr><tr><td>年齢</td><td>50</td><td>51</td><td>52</td><td>53</td><td>54</td><td>55</td><td>56</td><td>57</td><td>58</td><td>59</td><td>60歳以上</td></tr><tr><td>金額</td><td colspan="6">67</td><td>65</td><td>63</td><td>61</td><td>59</td><td>57</td></tr></table>		令和2年度 加入会員一人当たりの会費 (単位:万円)												年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	金額	67						65	63	61	59	57
	令和2年度 加入会員一人当たりの会費 (単位:万円)																																					
年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歳以上																											
金額	67						65	63	61	59	57																											
	※納入いただいた会費については、お返しかねます。																																					

加入までのスケジュール (年度末退職の場合)

1 4月1日加入希望者

- (1)申込期限：4月末日
- (2)退職慰労金を会費へ充当：5月下旬
- (3)会費不足額の納入(不足者及び配偶者分)：5月下旬～6月上旬
- (4)加入承認及び会員証等の送付：加入承認…4月1日 会員証の送付…6月下旬～7月下旬

2 6月1日以降の加入希望者

- (1)申込期限：退職後2か月目から最初の2月末日まで
- (2)会費の納入期限：加入希望月の前月の末日まで
- (3)加入承認及び会員証等の送付：加入承認…加入希望月の1日
会員証の送付…加入希望月の10日

※今年度末退職予定の方は、「ゆとり」第四章で同内容をご確認いただけます。